

「感染対策期」

4月8日(木)～4月21日(水)

4月22日(木)～5月19日(水)

期間延長

感染拡大を抑えるため、すべての

県民・事業者の皆さんの

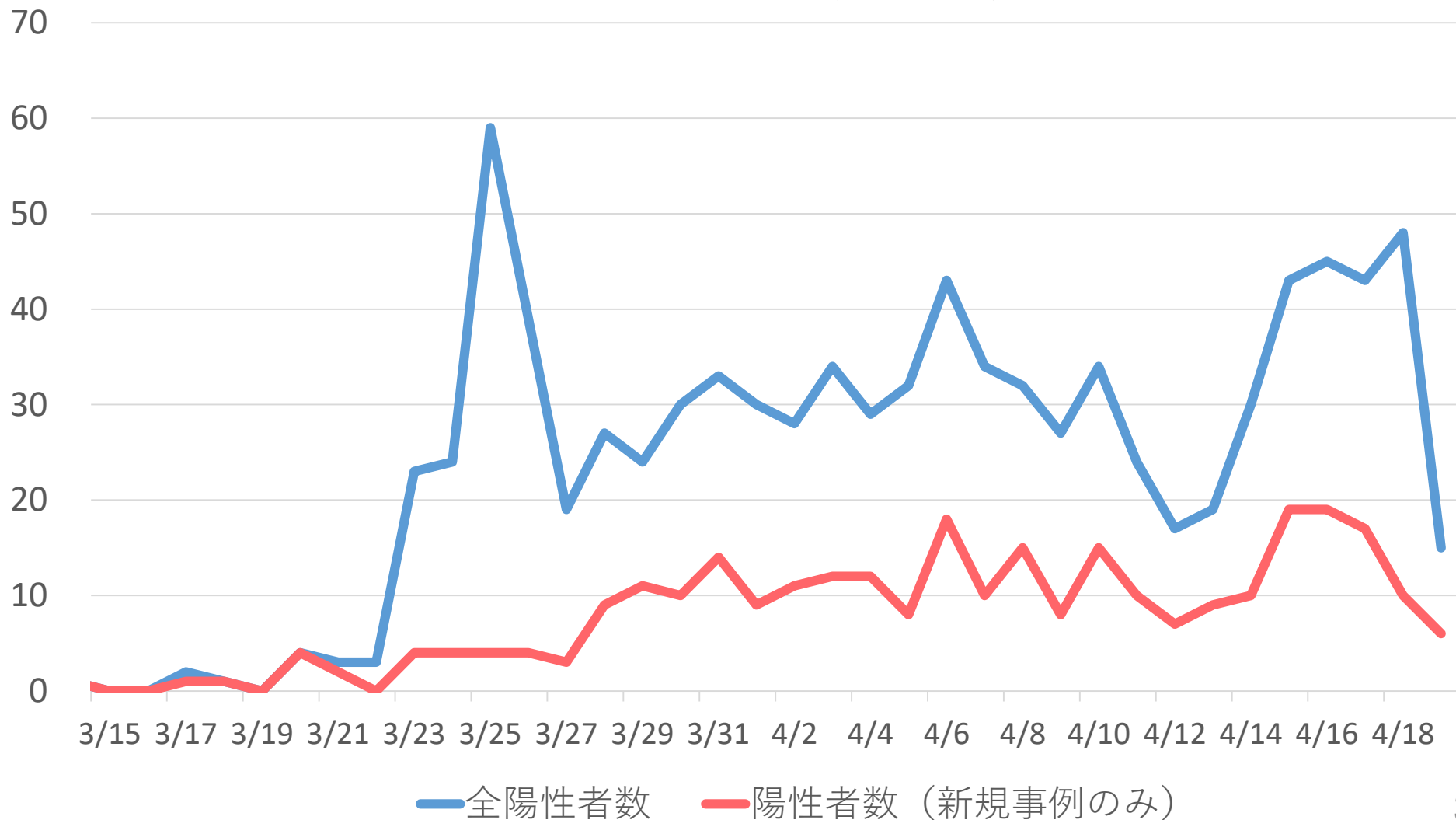
具体的な行動変容が不可欠です。

- 松山市繁華街クラスターに端を発した感染が、県内に広く
拡散・浸透し、県全体への感染まん延の危機
- 医療負荷は、既に危機的水準に達し、一般医療への制約
に加え、救急医療へも影響が及びかねない局面
- 皆さん自身はもちろん、大切な家族、友人の健康と命を守る
ため、外出や人との接触を可能な限り避け、感染回避を
最優先にした行動を

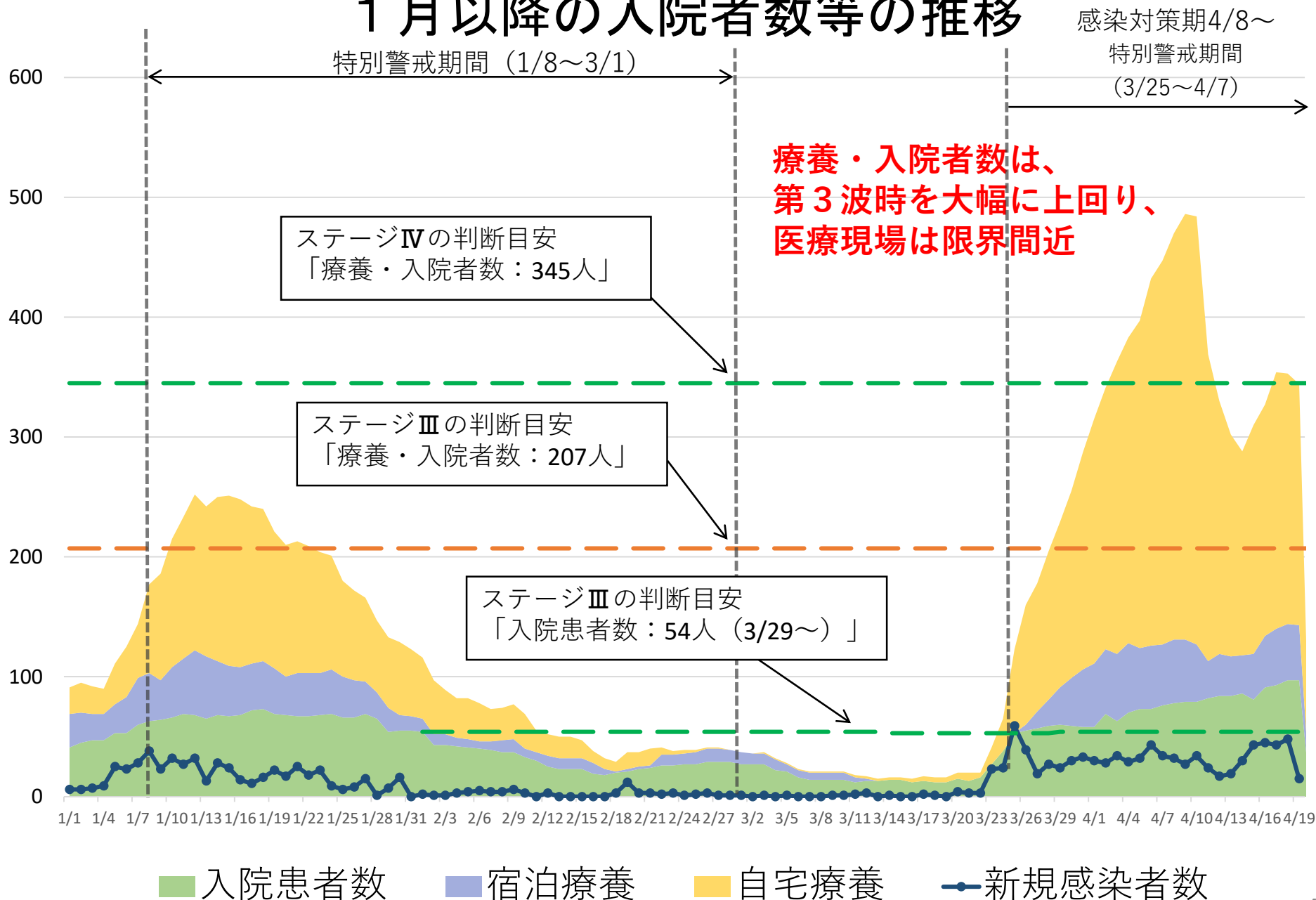
「感染拡大」リスクが、松山市から県下全域に広がりつつある

- ・松山市繁華街クラスターを端緒に、**松山市内は「市中感染のまん延」状態に。**
- ・さらに、松山市から他市町に飛び火し、**県下全域で感染拡大局面に突入。**

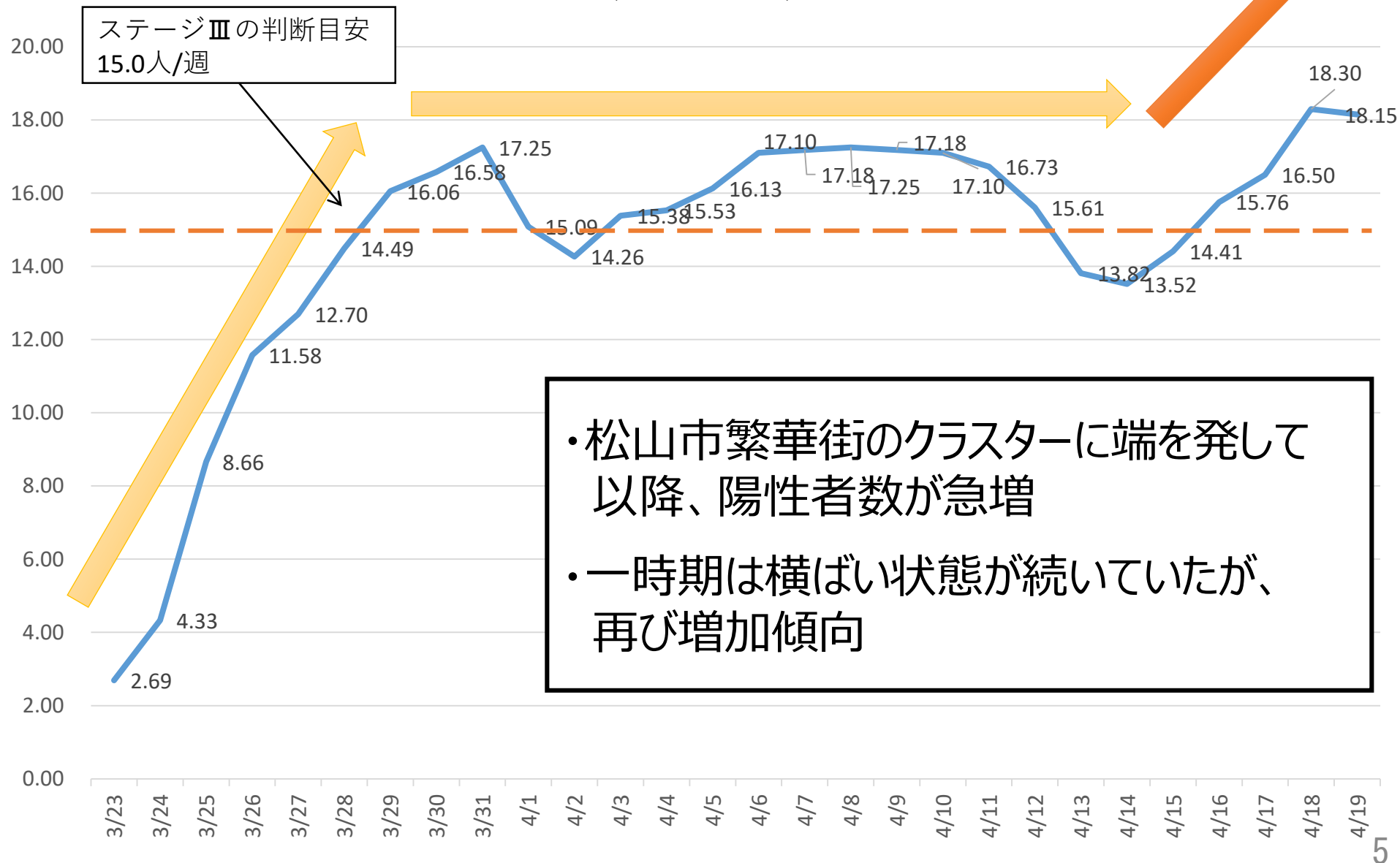
陽性者数の推移（愛媛県）



1 月以降の入院者数等の推移



直近1週間の人口10万人あたりの陽性者数 (県全体)



皆さんとともに目指す目標

仕事、プライベートを含め
外出を少なくとも
5割削減！

主な要請内容

【本日から】

○不要不急の外出自粛

【4月22日から】

○営業時間の短縮要請①

●松山市内繁華街→松山市内全域

- ・酒類提供飲食店→全ての飲食店
- ・21時まで→20時まで
- ・協力した飲食店へ協力金を支給

○商業施設の催事延期を検討

主な要請内容

【4月26日から】

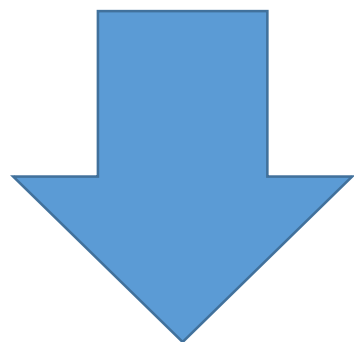
○営業時間の短縮要請②

●松山市を除く県内全域

- ・酒類を提供する飲食店
- ・21時まで
- ・協力した飲食店へ協力金を支給

「普通に生活をしていたら感染しないのでは？」

これまでと
全く異なる
状況



- ✓ 変異株の感染力の強さ
- ✓ 市中感染の度合い

感染リスクの高い行動ではなく、**日常生活の中で感染する事例が多数確認**されています。

不要不急の外出自粛が重要です！

- 人との接触をできるだけ避けてください。
- 正しいマスク着用、こまめな手指消毒も大切です。

感染リスクの高い具体的な行動歴

例①：感染対策が不十分な飲食店を利用
二次会等で長時間にわたる飲み会やカラオケ

例②：発症者（軽症）が外出を控えず、出勤や会食、
大型ショッピングモールでの買い物

日常生活の中で感染した事例

例①：町内会等の地域の集まりや友人達とのスポーツ
の練習

例②：親戚や友人とのバーベキューやホームパーティー

「感染対策期」の要請内容等

項目	4月21日まで	4月22日以降
対策期間	4/8(木)～4/21(水)	4/22(木)～5/19(木)
期間名称	「感染対策期」	「感染対策期」を継続
要請・協力依頼内容	・外出や人との接触、会合の機会を減らす ・松山市との往来自粛 ・感染拡大地域（首都圏やまん延防止等重点措置の適用都道府県）への不要不急の出張・往来自粛 ・不要不急の外出自粛《松山市限定》【法要請】 ・会食の注意【法要請】	《県下全域》※4月19日(月)から ・不要不急の外出自粛 ・松山市との往来自粛 ・県外との不要不急の往来自粛 ・会食の注意【法要請】
	「5つの場面」の注意【法要請】	継続【法要請】
	<u>テレワーク、時差出勤の利用促進、職場内の感染防止対策の徹底【法要請】</u>	<u>徹底した感染防止対策の実行【法要請】</u>
	<u>酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請（協力金を含む）【法要請】</u>	・松山市内の飲食店への営業時間短縮の要請（協力金を含む）【法要請】（4月22日から） ・松山市以外の酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請（協力金含む）【法要請】（4月26日から）
	業種別ガイドラインの実践【法要請】	継続【法要請】
	医療・高齢者施設の面会制限	継続
	学校活動の制限	継続
	・身体接触を伴う活動等は行わない【全県】 ・練習試合等の対外交流禁止【全県】 ・公式大会は、無観客での実施を主催者に要請 ・教員の見守り活動を強化【全県】	学校活動全般で校外との交流を禁止【全県】 継続 継続
	県主催の集客イベントの延期・中止	継続
	県管理施設の使用の制限	継続

「感染対策期」の要請内容の要点

目標：外出を少なくとも 5 割削減

【県民・事業者の皆さんへの要請】

- 不要不急の外出自粛
- 松山市との不要不急の往来自粛
- 県外との不要不急の往来自粛
- 会食の注意

【事業者の皆さんへの要請】

- 飲食店への営業時間の短縮要請【松山市】
- 酒類を提供する飲食店への営業時間の短縮要請【松山市以外】
- 徹底した感染防止対策の実行

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

○不要不急の外出自粛（夜だけではなく、日中も含めて）

- 外出等は、原則、同居する家族のみで。回数も可能な限り減らす。
- 混雑する場、時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける。
- 感染防止対策（マスク、手指消毒、アクリル板、人と人との距離、換気など）がとられていない飲食店は利用しない。
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない。

○松山市との不要不急の往来自粛

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

○県外との不要不急の往来や出張の自粛

- やむをえない往来や出張時は、訪問先自治体の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底
- 帰県後 2 週間は体調管理に留意し、感染リスクの高い行動をした方は、外出を控え、人と会わない
- 県外の家族や親族、友人、取引先等に対して、来県・帰県を控えるよう呼びかけ

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

○ 会食の注意

- 会食は4人以下で。
- 毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と。
- 席の間隔を十分空けて。
- 大声を出さない。羽目を外さない。
- 長時間の飲食は避ける（2時間以内）。
- 感染対策がとられたお店を利用する。

■ 会食に関する注意事項 ■

① 店側の感染対策ができていることを確認

《飲食店を選ぶ際のポイント》

座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底

② 参加者の2週間以内の行動歴を確認

「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと

③ 当日の体調不良者がいないことを確認

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者（松山市内）】

○ 飲食店に対する営業時間短縮の要請（特措法第24条9項）

[対象] 松山市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

[内容] 営業5～20時まで、酒類提供11～19時まで

[期間] 令和3年4月22日(木)午前0時～5月19日（水）24時まで

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

○ 営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金

[中小企業] 前年度又は前々年度の

1日当たりの売上高に応じて3～7万5千円／日

➤ 1日当たりの売上高が10万円以下の場合

一律3万円／日を支給 ➡ $3\text{万円} \times 28\text{日} = 84\text{万円}$

➤ 1日当たりの売上高が10万円超の場合

1日当たりの売上高 $\times 0.3$ (千円単位に切上げ：上限7万5千円／日) $\times 28\text{日}$

※大企業等については、1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式を選択可
(上限20万円／日)

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者（松山市以外の地域）】

○ 酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請

[対象] 県内（松山市以外）の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店

[内容] 営業5～21時まで、酒類提供11～20時30分まで

[期間] 令和3年4月26日(月)午前0時～5月19日（水）24時まで

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

○ 営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金

[中小企業] 前年度又は前々年度の

1日当たりの売上高に応じて2万5千円～7万5千円／日

➤ 1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合

一律2万5千円／日を支給 ➡ $2万5千円 \times 24日 = 60万円$

➤ 1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合

1日当たりの売上高 $\times 0.3$ （千円単位に切上げ：上限7万5千円／日） $\times 24日$

※大企業等については、1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式を選択可
（上限20万円／日）

事業者向けの支援制度の創設（準備中）

【事業者に対する支援】

○時短営業や外出自粛等の影響を受ける事業者向けの支援制度の創設（準備中）

- ・1月～5月のうち、任意の月の売上げが前（前々）年同月比で50%以上減少した事業者
- ・時短協力金の受給者は対象外

※感染対策等、将来に向かって効果が持続する形で活用いただく

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

○徹底した感染防止対策の実行

- 職場での飲み会は自粛
4人以下で実施する場合も、普段顔を会わせている人と長時間を避ける(2時間以内)など、感染リスク回避を徹底
- テレワーク、時差出勤の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 松山市や県外への出張は、ウェブの活用や延期などで代替
- 従業員等に対し、営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう求める。
- 不要不急の外出の誘発や混雑につながる催物、販促セール等は、見送りや延期を検討【商業施設】
- カラオケ設備の利用自粛【飲食を主とする店舗でカラオケ設備のある店】

○業種別ガイドラインの実践

イベント等の取扱い(詳細)

【県の取扱い】

【イベント関係】

- 参加者が特定できない集客イベントは県下一円で延期又は中止（県主催イベント）

【県管理施設関係】

- 県管理施設のうち**集客施設**（とべ動物園、えひめこどもの城、南レク、総合科学博物館、歴史文化博物館）は**閉館**
- その他の集客施設は入場制限の上、開館
- 県管理施設の貸館利用（予約済みに限る）は継続
- 県管理施設でのイベントは、以下の**許可条件を付して、使用を許可**

＜許可条件＞

- ・ガイドラインの遵守等、感染対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握

学校活動の制限等

【学校関係】

- **身体接触や発声等が伴う活動は行わない【全県】**
- **学校活動全般で校外との交流を禁止【全県】**
 - ▶ 公式大会は、感染防止対策を強化し、無観客での実施を主催者に要請
- **教員による見守り活動を強化【全県】**

【その他】

- **県内宿泊旅行代金割引の新規発行中止の継続【全県】**
- **GoToイート食事券の追加販売は当面の間延期【全県】**

対策の周知徹底とモニタリング等

【市町に依頼】

- 地域住民、事業者等への注意喚起と感染対策の徹底
- 集客施設等における入込状況の確認

【県警に依頼】

- 時短営業や人出の減少などに乗じた犯罪抑止に向けたパトロールの強化